

伊東市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和2年度に実施した第2回及び第3回定期監査等の結果に関する報告に対する措置状況等の通知を伊東市教育委員会教育長から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和3年4月26日

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 井戸 清司

第 17 号様式

教 教 内 第 4 2 1 号

令和 3 年 3 月 2 6 日

伊東市監査委員 御中

伊東市教育委員会

教育長 高橋 雄幸

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

監査の結果に関する報告に対する措置状況等について、次のとおり通知します。

令和 2 年度 第 3 回定期 監査

(令和 3 年 3 月 2 4 日公表)

指 摘 ( 指 示 ) 事 項	
育英奨学金返還金の徴収の取扱いについて 育英奨学金返還金の滞納繰越分の徴収に当たり、金額及び期別区分等の記載のない納入書を送付し、納入者において任意の金額を記入して、納入しているもの等があるが、伊東市会計規則(昭和 63 年伊東市規則第 1 号)を始めとした会計ルールを逸脱していることから、早急に適切な取扱いに改善されたい。 公金の債権回収に当たっては、法令等を遵守した適正な執行が求められており、今後事務を行う際は、安易に前例を踏襲することなく、その根拠をしっかりと理解し、常に事務手続が法令、条例、規則等にのっとり行われているか確認し、適正な事務の執行を図られるとともに、不適正な事務処理を生じさせない体制づくりを検討されたい。	
所 管 名	措 置 済 ・ 未 措 置
教育総務課	育英奨学金返還金の徴収の取扱いについて 既に、使用する納入済通知書の金額欄及び摘要欄には、指摘事項を踏まえた記載に修正しており措置済みと考えます。 今後につきましては、伊東市会計規則等との整合性確認など法令等を遵守した事務執行に努めてまいります。

※記載事項

・措置済か未措置のどちらかを囲み、措置済の場合は講じた措置の内容や状況を記載し、未措置の場合は現状、方向性、見通し、見解等を具体的に記載すること。